

協同農業普及事業に関する意見を聴く会
第1回資料

協同農業普及事業をめぐる情勢

生産局 農産部 技術普及課

平成 26年9月

農林水産省

1 協同農業普及事業の概要

協同農業普及事業の役割

- 協同農業普及事業は、試験研究機関と農業者との双方向の橋渡し役を始め、農業者を支援する様々な役割を持つもの。
- 農業に関する知識・指導能力を有する普及指導員の活動(新技術の実証展示、巡回指導、相談対応等)を通じて、担い手の育成や産地の育成、環境と調和のとれた農業生産等の農政課題の解決を推進。
- 国民への食料の安定供給と地域農業の振興の双方に不可欠な事業として、国と都道府県が協同して実施。

基本的役割

- ・技術導入の支援(研究と農業者の橋渡し役)
- ・経営管理の支援
- ・農業施策の活用支援
- ・農業者の組織化等の体制づくり 等

推進する農政課題

- 1 食料自給率の向上
(戦略作物等の生産拡大など)
- 2 産地の収益力向上
(農業・農村の6次産業化など)
- 3 人と農地の問題の解決
(地域の中心経営体への支援など)
- 4 食品の安全性の向上
(GAPの導入推進など)
- 5 持続可能な農業生産
(総合的病害虫・雑草管理、有機農業等の推進など)
- 6 農村の振興
(鳥獣害対策など)
- 7 震災からの復興
(被災地域の復興支援、原子力災害対応など)

普及指導員の活動方法

- ・新技術の実証、展示
- ・体系化、マニュアル化
- ・巡回指導、相談対応
- ・講習会開催 等

国

国民に対する安全な食料の安定的な供給の確保等の責務

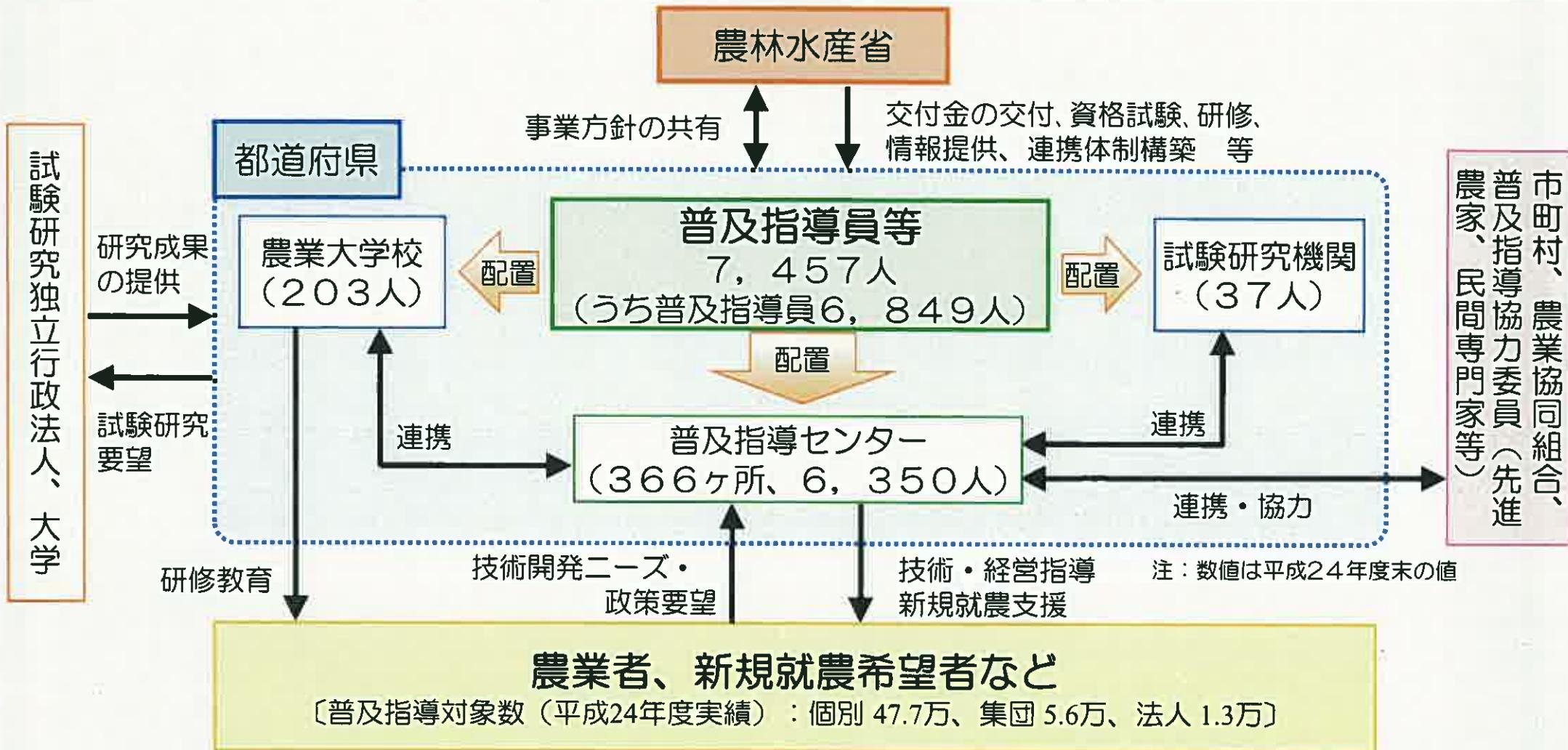
国と都道府県による協同農業普及事業

都道府県

地域の実情に応じた農業の振興等の責務

事業の実施体制

- 都道府県は、普及指導員を普及指導センター及び試験研究機関、研修教育施設(農業大学校)等に配置し、それら機関及び関係機関等の連携の下、試験研究機関で開発された技術等について、地域での実証やマニュアル作成、講習会の開催等の活動を通じて、地域農業の技術革新等を支援。
- 国は、都道府県との役割分担の下、運営指針の策定、交付金の交付、資格試験、研修、連携体制の構築等を実施。



普及指導員について

- 普及指導員は、スペシャリスト機能(高度な技術及び知識の普及指導を行う機能)、コーディネート機能(農業者、内外の関係機関等と連携して地域の課題の解決を支援する機能)の両機能を併せて發揮し、技術を核として、農業者と消費者等との結びつきの構築を含め、地域農業の生産面、流通面等における革新を総合的に支援する役割を担う。
- 普及指導員の任用資格を有する者の中から、高度な専門性を有し、研究機関、教育機関、行政機関等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な個別相談、支援対応等を担う農業革新支援専門員を、主要な農政分野・技術分野ごとに配置(平成24年度からの措置)。

○ 普及指導員の果たすべき機能

・スペシャリスト機能

農業者に対し地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識（経営に関するものを含む。）の普及指導を行う機能

〔活動例〕

- ・産地の抱える課題等に対応する技術を地域の農業生産条件にあった形で組み立て、普及
- ・経営診断、分析、経営改善計画の策定等の支援

・コーディネート機能

地域農業について、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する機能

〔活動例〕

- ・先導的な農業者、地域内外の関係機関の連携体制の構築
- ・将来展望の提案、対応方策の策定及び実施等の支援

○ 農業革新支援専門員について

・業務内容

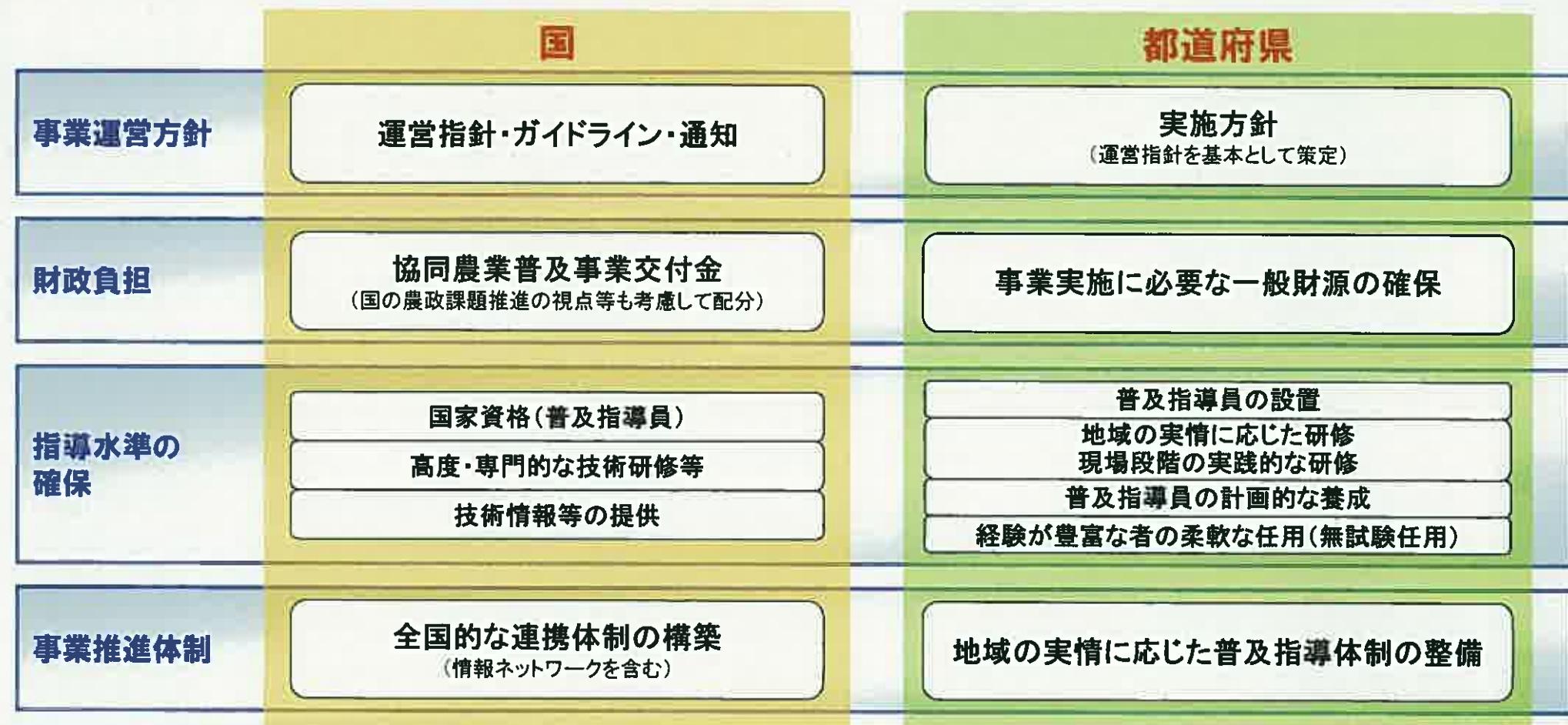
- ① 研究機関、教育機関及び行政機関（国・他の都道府県）等との連携の企画調整・推進
 - ② 普及指導員の専門分野ごとにおける普及指導活動の総括・指導、効果的・効率的な普及指導のための総合的な企画調整・推進
 - ③ 普及指導員の資質向上、普及指導活動の改善等普及方法の高度化
 - ④ 農業革新支援センター（※）における高度かつ専門的な個別相談・支援
- ※農業革新支援センター
先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として整備（47都道府県において整備）。

・農業革新支援専門員が配置される分野

- 土地利用型作物（米・普通畓作物）
- 園芸（野菜・果樹・花き）
- 畜産
- 生産工程管理・労働安全（GAP・労働安全）
- 持続可能な農業・鳥獣害（環境・鳥獣害）
- 担い手育成（就農・経営）
- 震災対策
- 普及指導活動
- 6次産業化
- 各都道府県が定める分野

国と都道府県の連携協力（役割分担）

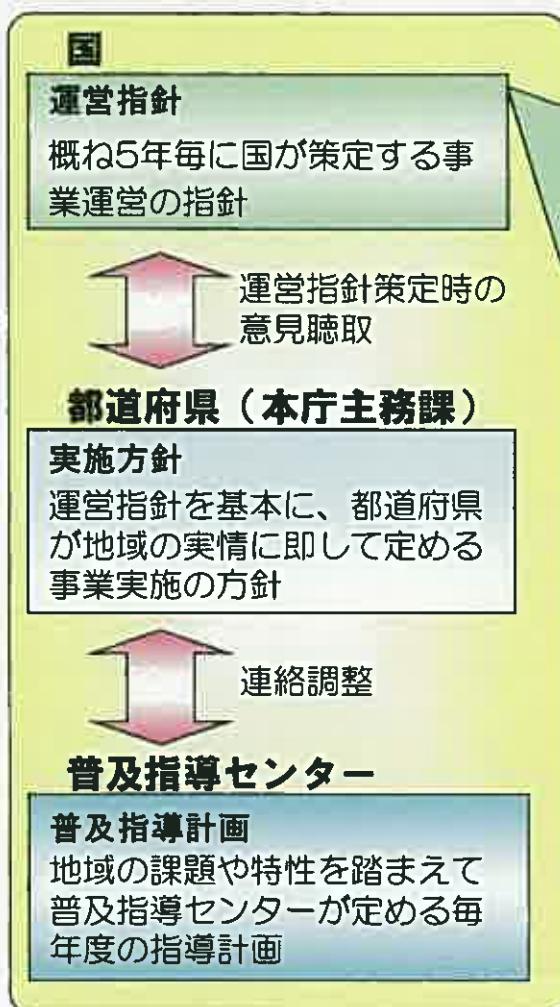
- 協同農業普及事業は、国と都道府県が連携協力し、役割分担を図りつつ効率的に運営。
 - 国においては、都道府県における普及事業の円滑な実施に資するよう、運営方針等の提示に加え、協同農業普及事業交付金の交付、全国的な指導水準の確保、全国的な連携体制の構築を重点的に担当。
 - 都道府県においては、國の方針との整合を図りつつ、自主性を發揮し、地域の実情に応じて事業を実施。
- 協同農業普及事業における国と都道府県の主な役割分担



協同農業普及事業の運営について

- 協同農業普及事業の実施にあたり、国と全国の都道府県が基本的な方針を明確化・共有できるよう、国が普及事業における基本的課題等を示した運営指針を策定し、都道府県はこれを基本として地域の実情を踏まえつつ実施方針を策定。
- 都道府県では、実施方針に沿って、普及指導センター単位で普及指導計画を地域の関係者との意思疎通を図りつつ策定し、これに基づいて計画的に普及指導活動を展開。

○ 事業の運営の流れ



協同農業普及事業の運営に関する指針(概要)(平成24年3月29日農林水産省告示第848号)

第1 基本的な考え方

- 普及事業は、食と農業の再生に向けて、適切に運営
- 普及指導員が、スペシャリスト機能及びコーディネート機能を發揮し、地域農業の生産面・流通面等の革新を総合的に支援する役割を果たす

第3 普及指導員の配置に関する基本的事項

- 普及指導員に求められる機能の発揮、農業者ニーズ等への対応が図られるよう普及指導員を配置
- 普及指導員の計画的な養成及び確保に努力
- 主要な農政分野・技術分野ごとに農業革新支援専門員を配置

第4 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

- 農業技術と地域農業の課題解決等に関する技術・知識に加え、マーケティングに係る資質を向上
- 国と都道府県との役割分担を踏まえ、研修体系に基づき、OJT、集合研修等を実施

第5 普及指導活動の方法に関する基本的事項

- 課題・対象者を重点化
- 県試験場・県農業大学校との一体的な取組、大学・民間等の技術シーズを有する多様な者、产学連携に知見を有する者、マーケティング・加工等の民間専門家、先進的な農業者との連携を強化
- 行政機関（国・他の都道府県）との連携

第6 その他

- 国は実情に即した普及事業の見直しに取り組む

協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）について

- 平成12年以降、協同農業普及事業の運営指針を補足するものとして、時々の重要農政課題等を踏まえて、「協同農業普及事業の実施についての考え方—ガイドラインー」(局長通知)を策定。

- ガイドライン(平成26年3月28日農林水産省生産局長通知)(概要)

第1 基本的考え方

- 1 普及指導員の役割
- 2 普及指導員が發揮すべき機能

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

- 1 向上を図るべき資質
- 2 資質向上の方法

第2 普及指導活動の課題

- 1 課題の設定に関する考え方
- 2 重点的に推進する取組
- 3 都道府県が独自に実施する普及事業

第5 普及指導活動の方法に関する事項

- 1 関係機関等との連携
- 2 普及指導計画の策定と評価
- 3 普及指導センターの運営
- 4 農業革新支援センターの整備
- 5 研修教育の充実強化
- 6 その他普及指導活動の方法に関する留意事項

第3 普及指導員の配置に関する事項

- 1 普及指導員の配置に関する考え方
- 2 農業革新支援専門員の配置に関する考え方
- 3 普及指導活動の総合的な企画調整等
- 4 普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保

第6 協同農業普及事業に関連する事項

- ・海外技術協力への対応

普及指導体制の状況①

- 普及指導員の設置数は、地方の行財政改革等により減少傾向で推移しており、平成24年度末で、6,849人、普及指導センター等で実務経験中の職員等を含めた普及職員数は、7,457人。
- 普及指導員として任用されるには、原則として国が実施する普及指導員資格試験に合格する必要。試験の受験資格として、普及指導センター等における一定期間の実務経験を要する。
- 普及職員設置数の推移

	10	15	20	21	22	23	24
普及職員設置数(人)	10,634	9,637	8,084	7,777	7,628	7,545	7,457
うち普及指導員	—	—	7,720	7,341	7,204	6,997	6,849
実務経験中職員等	—	—	364	436	424	548	608
対前年度比	-1.4%	-2.3%	-3.3%	-3.8%	-1.9%	-1.1%	-1.2%
うち普及指導員			-6.2%	-4.9%	-1.9%	-2.9%	-2.1%

(注)各年度末の設置数。

平成10・15年度は旧改良普及員と旧専門技術員の合計数。

(資料)「普及事業の組織及び運営に関する調査」

○ 普及指導員資格試験について

農業改良助長法(昭和23年法律第165号)

(普及指導員の任用資格)

第九条 農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行う普及指導員資格試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者でなければ、普及指導員に任用されることができない。

・受験資格(一部抜粋)

学歴	実務経験年数
大学院修士課程修了	2年以上
大卒	4年以上(注)

(注) 普及指導員の監督下で2年以上普及指導に従事した場合は、2年短縮

・試験内容

書類審査、筆記試験、口述試験を実施

基礎的知識、専門技術、現場での課題解決能力等を総合的に判定

○ 普及指導員資格試験の実施状況(人、%)

	受験者数	合格者数	合格率
21年度	391	153	39.1
22年度	427	216	50.6
23年度	508	227	44.7
24年度	421	188	44.7
25年度	496	237	47.8

(資料)農林水産省技術普及課調べ

普及指導体制の状況②

- 普及指導センターは、近年、普及事業の高度化や地方の行財政改革への対応等の観点から、組織体制の機能強化や再編が進行。普及指導センターは366ヶ所(このほか支所等132ヶ所)設置され、普及指導員の9割以上が配置されている。
- 先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターが全都道府県に設置(H26.4現在)。

○ 普及指導センター数の推移

(単位:ヶ所)

	平10	15	20	21	22	23	24
普及指導センター数	510	456	387	373	369	369	366
(参考) 支所・駐在所等	62	55	142	133	131	131	132

(資料)「普及事業の組織及び運営に関する調査」

(注)各年度末の設置数。

○ 普及指導員の所属場所(H24)

(単位:人、%)

	該当県数	設置数	割合
普及指導センター	47	6,350	92.7
本庁主務課	25	213	3.1
試験研究機関	5	37	0.5
農業大学校	22	203	3.0
その他	6	46	0.7
計	—	6,849	100

(資料)「普及事業の組織及び運営に関する調査」

(注) 数値は平成24年度末の値。

(注) 試験研究機関内の設置数には、試験研究機関内の普及指導センターや本庁主務課に所属し試験研究機関に配置されている者等を含まない。

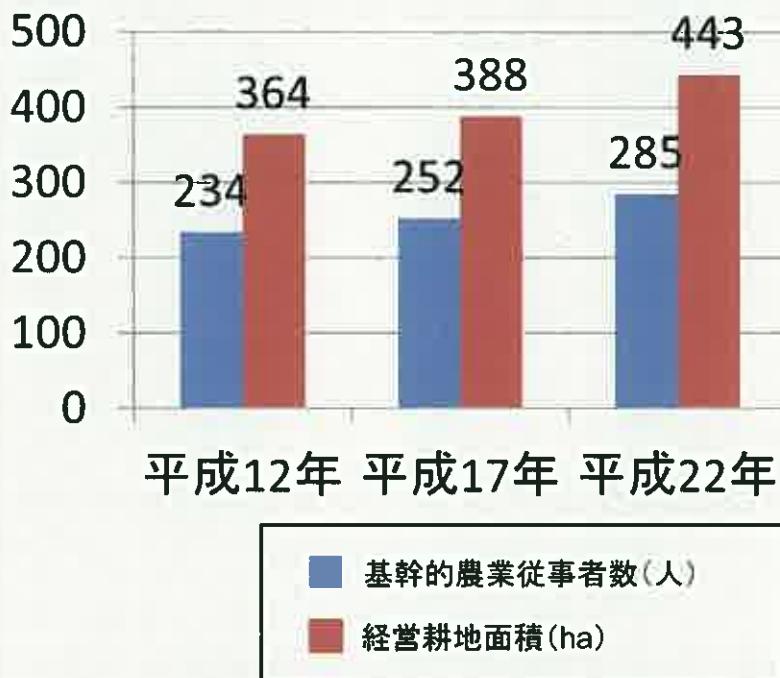
○ 農業革新支援センターについて

- ・都道府県下の先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談に適時・適切に対応。
- ・農業革新支援専門員が農業革新支援センターの主たる業務を担い、必要に応じ、他分野の農業革新支援専門員、普及指導センター、その他関係機関(試験研究機関、施策担当課等)等と連携。

普及指導活動の状況

- 近年、行財政改革への対応等の観点から普及指導体制のスリム化が進み、普及指導員一人当たりの活動範囲や対象が拡大傾向になる中で、担い手の育成確保や安全な農産物の安定供給の推進等の重要政策課題に係る活動を重点的に展開。
- また、効果的・効率的な普及事業の展開に向けて、普及指導員の資質向上や関係者の連携強化を図る必要。

○ 普及指導員1人当たり活動指標の推移



【普及指導員1人当たり活動指標の推移】
(平成12年度 → 平成22年度)

<基幹的農業従事者数> 22%増
<経営耕地面積> 22%増

○ 普及指導計画における指導内容別課題数(H24)

(単位:課題、%)

指導 内 容	1普及センター当たりの該当課題数	全体に占める割合(%)
1 食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産に対する支援	6.9	26.4
2 農業・農村の6次産業化等による収益力向上に向けた取組に対する支援	2.9	11.1
3 人と農地の問題の解決に向けた取組に対する支援	4.7	18.0
4 食品の安全性向上に向けた取組に対する支援	2.3	8.8
5 持続可能な農業生産に向けた取組及び農業分野における地球環境対策に対する支援	3.5	13.4
6 農村の振興に向けた取組に対する支援	4.1	15.7
7 東日本大震災からの復旧・復興に向けた支援	0.3	1.1
8 その他	1.4	5.4
1~8の合計	26.1	100.0

(資料)平成24年度普及指導員の活動実態調査

(注)指導内容ごとの課題数は、1つの課題であっても指導内容が複数に渡る場合は重複してカウントしているため、該当課題数の合計は実課題数を超えている。

普及指導員の資質向上

- 近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な普及指導員の資質の向上が図られるよう、計画的に研修を実施。
- 研修の実施に当たっては、国と都道府県との役割分担を踏まえ、経験年数並びに技術及び知識の習得状況に応じた研修体系を策定。

国の役割

普及指導員の資質の全国的な高度化を図る研修、全国的に普及すべき技術や広域的に連携して取り組む必要がある課題に関する研修等全国及び地域ブロックで行うことが効果的又は効率的な研修及び農業革新支援専門員に対する研修を実施する。

○国における研修の実施状況



○国において新たに設けた研修内容(H23~)

- ・放射性物質対策に関する都道府県向け研修会 (H23、H24、H25)
原発事故を受けて実施された、被災都県の普及指導員等を対象とした農畜産物の放射性物質対策に関する研修。
- ・農業革新支援専門員分野別研修（ワークショップ）(H25~)
農業革新支援専門員の機能強化を目的とし、専門分野ごとに受講生が主体となって、マニュアル等の作成を行う研修。
- ・新品種・新技術コーディネーター研修 (H26~)
ブランド産地を形成することを目的として、関係者の連携を構築する普及指導員等コーディネーターの能力を向上させる研修。

都道府県の役割

普及指導員の人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた「人材育成計画」を策定するよう努めるとともに、都道府県における普及指導活動の課題等に関する研修及び新任の普及指導員等に対する計画的なOJT等の現場段階の実践的な研修を実施する。また、全国及び地域ブロックにおける研修等の内容を都道府県における研修へ活用すること等により、普及指導員間での共有化に努める。

段階別研修体系

○実践指導力の確立期

普及指導員の役割・目的意識の醸成や基礎的な普及指導方法の習得等実践的な指導能力の向上に関する研修を実施する。

○専門指導力の確立期

専門分野を中心とした課題解決能力の向上に関する研修、マーケティング、経営管理等経営的視点を重視した研修並びに知的財産の創造、保護及び活用の支援に関する指導能力の向上に関する研修を実施する。

○総合指導力の確立期

地域の総合的な課題に対する課題解決能力の向上を図るため、普及指導方法の高度化等に関する研修を実施する。

○企画・運営能力の確立期

普及指導活動の総体としての機能を発揮させるために、農業革新支援専門員等を対象として、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の養成及び資質向上、普及指導活動の管理運営等に関する研修を実施する。

協同農業普及事業交付金等の状況

- 国から都道府県に対し、普及事業に要する経費の一部について、「協同農業普及事業交付金」を交付。
- 協同農業普及事業交付金は、三位一体改革により、国の農政課題の推進に不可欠な普及事業の基本的枠組みを確保しつつ、人件費の大部分(167億円)について、平成18年度に税源移譲(一般財源化)を実施。

協同農業普及事業費の推移

(単位:億円、%)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (予算額)	26年度 (予算額)
協同農業普及事業費	713	679	661	620	586	572	557	537	533	
対前年度比(%)	▲ 4.4	▲ 4.8	▲ 2.7	▲ 6.2	▲ 5.4	▲ 2.5	▲ 2.5	▲ 3.6	▲ 0.9	
普及交付金	218	36	36	36	36	36	32	27	24	24
財源内訳	対前年度比(%)	▲ 6.9	▲ 83.5	0.0	0.0	0.0	▲ 10.1	▲ 16.4	▲ 9.9	▲ 1.1
一般財源	495	643	625	584	550	536	525	510	508	
	対前年度比(%)	▲ 3.3	29.8	▲ 2.8	▲ 6.6	▲ 5.7	▲ 2.6	▲ 2.0	▲ 2.8	▲ 0.4

(資料)農林水産省技術普及課調べ。17~24年度は実績額。25~26年度は予算額。

注:26年度の一般財源等については、26年度予算成立後に都道府県より聞き取り予定。

平成27年度普及関連予算概算要求等の概要

括弧内は26年度予算額

協同農業普及事業交付金 24億円(24億円)

- ・高度な技術や知識をもつ普及指導員による、食料自給率の向上、産地の収益力の向上、人と農地の問題の解決、食品の安全性向上、東日本大震災からの復興等に対する支援を推進

技術やノウハウを柱として新しい産地等の育成を推進

産地活性化総合対策事業(大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業) 32億円(29億円)の内数

- ・水田のフル活用を図るため、飼料用米の生産コスト低減に資する多収性品種や直播栽培、大豆・麦等の生産拡大に資する安定生産技術の導入実証等を支援

農林水産業におけるロボット革命の実現に向けた導入実証 22億円(新規)

- ・ロボット技術など革新的技術の導入により生産性の飛躍的な向上を実現するため、ロボット産業等と連携した導入実証等を支援

スマートで安全な農業確立総合対策事業 2億円(新規)

- ・ICTを活用して、超省力・高品質生産を図る農業(スマート農業)を実現するため、効率化に向けた業務分析や農作業安全の確保に向けたリスクアセスメントの実施、農村部における情報通信インフラやICTのモデル的な導入実証等を支援

新品種・新技術活用型産地育成支援 6億円(6億円)の内数

- ・生産者、実需者、普及指導員等が連携して新品種・新技術を活用し、「強み」のある新たな産地形成を行う取組等を支援

農林水産業の活力創造のための革新的技術実証研究事業 7億円(新規)の内数

- ・農林水産業の活力創造のため、民間企業、大学、独立行政法人などの英知を結集して、革新的な技術体系を導入した実証研究を推進

6次産業化支援対策(6次産業化ネットワーク活動推進交付金) 8億円(8億円)の内数

- ・農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓、6次産業化センターによる事業者等に対するサポート体制の整備等を支援

担い手の確保・育成に向けた地域の合意形成等を推進

援農隊マッチング支援事業 1億円(1億円)

- ・収穫期等の繁忙期における労働力を確保するため、普及指導員等によるシルバー人材センター・ハローワーク等と連携した援農者の斡旋・組織化、援農者への技術研修等を支援

農地中間管理機構事業 261億円(177億円)の内数

- ・農地中間管理機構が普及指導員OB等の活用などにより、農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業推進費を支援

人・農地問題解決加速化支援事業 38億円(73億円)の内数

- ・地域における農業者の話し合いにより作成する「人・農地プラン」の継続的な見直しや普及指導員OB等を地域連携推進員として活用することによる体制の強化等を支援

新規就農・経営継承総合支援事業 285億円(218億円)の内数

- ・地域における農業者の話し合いにより作成する「人・農地プラン」の継続的な見直しや普及指導員OB等を地域連携推進員として活用することによる体制の強化等を支援

異常気象等に負けない持続的な産地づくりを推進

産地リスク軽減技術総合対策事業 4億円(新規)の内数

- ・産地を弱体化させるリスクを低減する技術の構築や、施設園芸産地の防災実証を支援することで、外部リスクに左右されにくい産地を形成

鳥獣被害防止総合対策交付金 98億円(95億円)の内数

- ・鳥獣被害防止対策として行う実施体制整備、広域捕獲活動、新技术実証・普及活動及び人材育成活動等を支援

平成25年度補正予算(平成27年度まで)

攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業

100億円の内数

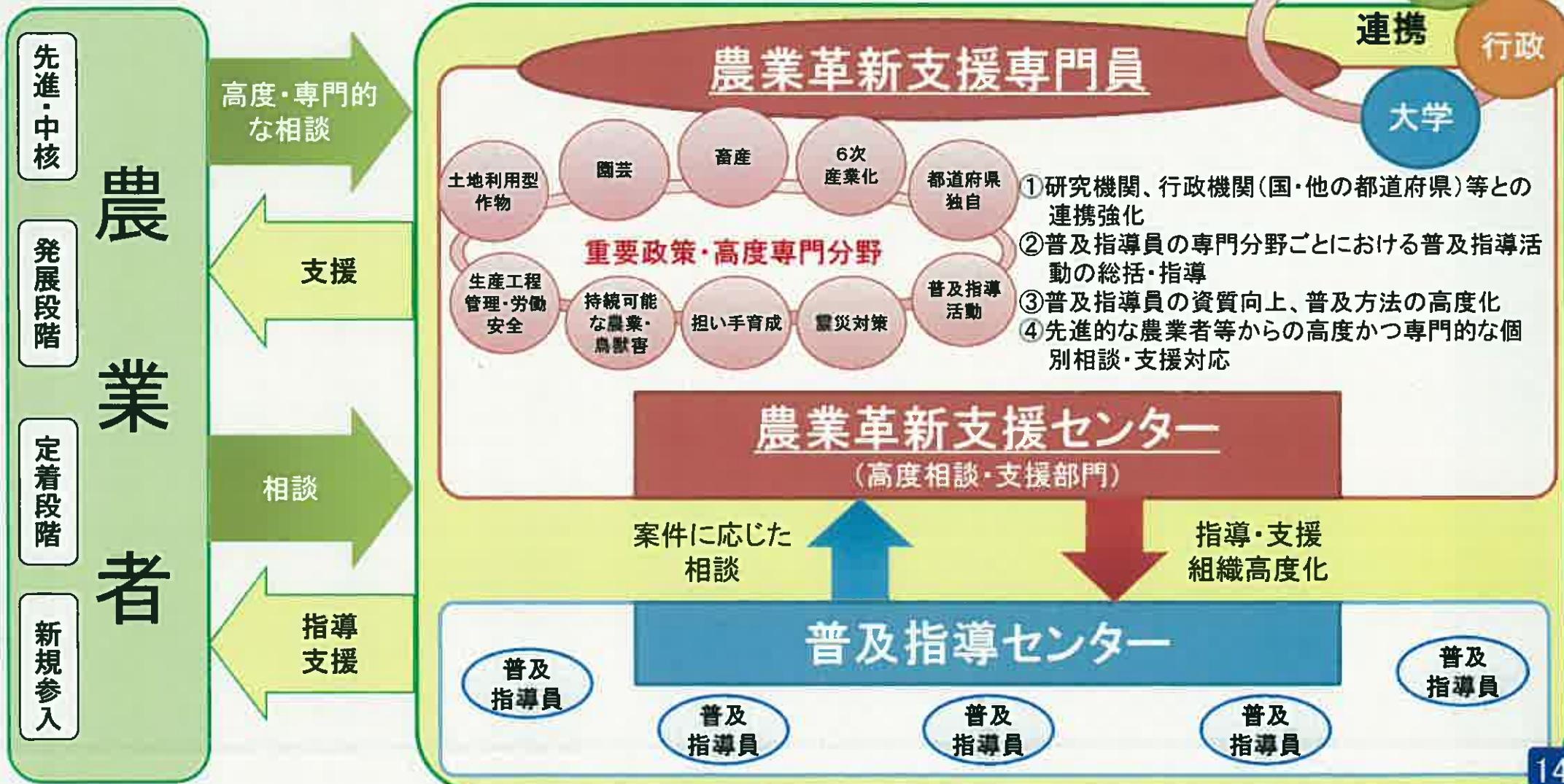
- ・低コスト生産・高収益農林水産業を実現する革新的な技術体系の実証研究等を支援

普及活動の強化（農業革新支援専門員の配置等）

○より質の高い普及活動を展開するため、平成24年度に①研究、行政等との連携、②普及活動の総括、③普及指導員の資質向上、④先進的な農業者等からの相談・支援等を担う農業革新支援専門員を、主要な農政分野・技術分野ごとに配置。

[47都道府県で計602名配置(平成25年4月時点)]

○また、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターを整備。[47都道府県で整備(平成26年4月時点)]



普及活動の強化

- 普及活動の総括や研究・行政との連携を強化するため、「農業革新支援専門員」が全都道府県に配置されるとともに、先進的農業者等からの高度な相談に対応する「農業革新支援センター」が整備され、25年度より本格的な活動が展開。
- 農業革新支援専門員を核として、全国情報ネットワークの活用やプロジェクト型普及活動の展開等、より高い成果を創出できる普及活動が展開。

主な内容

1 全国ネットワークの構築による活動内容の強化

- ～ 農業革新支援専門員、研究機関、行政機関からなる、分野別的情報ネットワークが25年1月より稼働～
- ・都道府県間や研究・行政の壁を越えた情報収集や意見交換が可能となり、課題解決に向けた新たな知見やノウハウを獲得。
- ・農業革新支援専門員に最新の技術情報や行政情報が集積することにより、農業革新支援専門員がより高度な普及活動を計画・実施することが可能。
- ・農業者からの高度な相談に対し、ネットワークを活用して幅広い知見を得ることにより、より適切な対応が可能。

2 プロジェクト型普及活動の強化

- ～ 農業革新支援専門員等が地域を革新する高い目標を掲げ、普及指導員等が連携して活動する「重点プロジェクト」が26年度から本格実施～
- ・先進農業者の意見を踏まえつつ、関係する普及指導員や市町村・JA・民間等が密に連携し、明確な目標に向けて取り組むことにより、地域農業を革新する高い成果が創出。
- ・農業革新支援専門員がプロジェクトに積極的に関与(策定・総括・助言・指導等)することで、最新の知見やノウハウに基づく高度なプロジェクトが展開。

3 普及指導員の育成強化

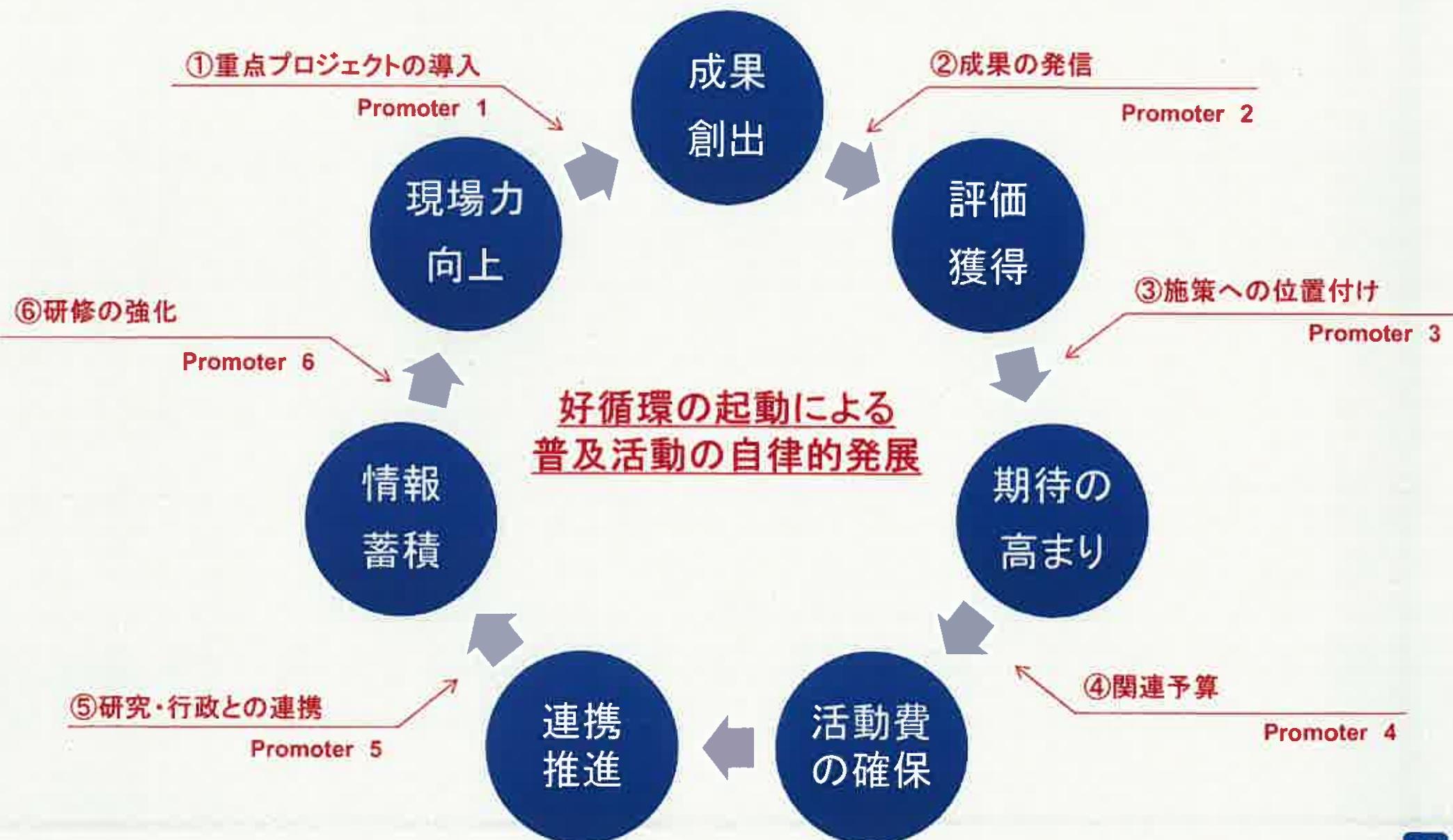
- ～ 25年度以降、都道府県が策定する「人材育成計画」に基づき、普及指導員等を長期的な視点で計画的に育成。
国段階でも、25年度以降の研修体系を見直し、普及指導員の育成を強化～
- ・長期的な視点で普及指導員の資質向上を図ることにより、時代の変化に適切に対応し、地域の農業革新をリードできる人材が育成。

4 先進農業者等の高度な相談への対応強化

- ～ 先進的な農業者からの高度な相談等に対応する農業革新支援センターが24年度に整備～
- ・先進農業者からの相談に的確に対応し、先進農業者と共に地域農業を革新する普及活動が展開。

普及活動の展開方向（好循環の起動）

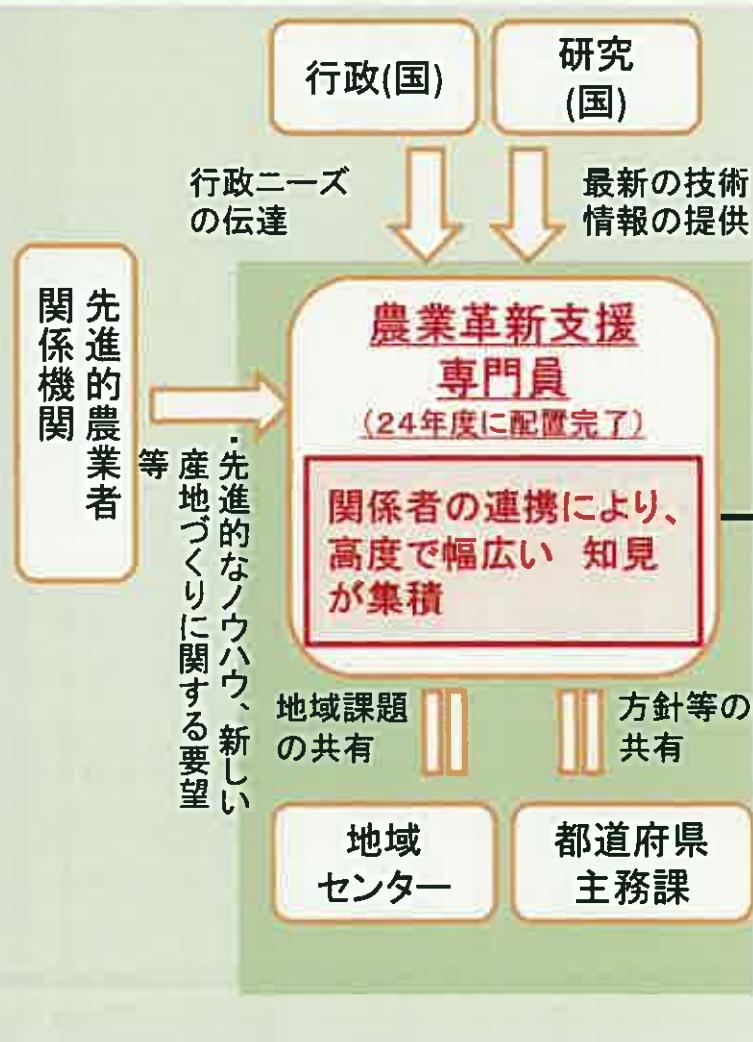
～ 6つの取組強化により、普及事業の悪循環から脱却し、「好循環」を起動 ～



重点プロジェクト活動の展開

- 農業革新支援専門員等が最新の技術的な知見や行政ニーズを踏まえ、地域の課題を解決する新しい地域農業モデルを形成するために必要な取組について、関係する普及指導員の活動内容や目標、関係機関等との連携体制を明確にした「重点プロジェクト計画」を策定・実施。(26年度より実施)
- 「重点プロジェクト」は、単に個々の農業者の技術・経営内容を改善する「点」としての成果ではなく、地域全体の収益向上や新技術の導入等を推進する「面」としての高い成果を創出。

農業革新支援専門員への知見集積



プロジェクトの展開

1 計画の策定

■ 地域の課題を解決する重点プロジェクトを農業革新支援専門員の参画の下で実施

プロジェクト計画

- ① 地域の課題分析
- ② 課題解決のための活動内容
- ③ 3~5年後の目標
- ④ 普及指導員の体制
- ⑤ 関係機関等との連携
(その他要件)
① 個別農家に留まらず地域全体を改善
② 新技術の導入等、新しい農業を展開
③ 行政ニーズに適合した内容
④ 進捗状況の把握と助言・指導の体制

2 プロジェクトの実施

目標

技術等

連携

スペシャリスト機能

コーディネート機能

目標と活動の明確化

課題を解決する技術等の導入

様々な専門分野を持つ普及指導員が連携

先進農家や関係機関等と連携



3 成果等の情報発信

地域の課題を解決する先進モデルが展開

他地域への波及により、新たな農業の拡大

普及活動の強化（重点プロジェクトの実施例）

○農業革新支援専門員等が最新の技術的な知見や行政ニーズを踏まえ、地域の課題を解決する新しい地域農業モデルを育成するために必要な取組について、関係する普及指導員の活動内容や目標、関係機関等との連携体制を明確にした「重点プロジェクト計画」を策定・実施。(26年度より実施)

○H26は全都道府県で400以上のプロジェクトが展開予定。プロジェクトの各都道府県・研究・行政間の情報共有を進め、類似プロジェクトの連携と活動の強化を推進。

重点プロジェクトの例

飼料用米の生産・流通の拡大 (青森県)

- 飼料用米の生産・流通の拡大を図るため、農業革新支援専門員による県域での研修会開催や現地での研修会・成績検討会等への助言活動を展開。
- 県内飼料用米栽培面積2,500ha(H30目標)等を目標とする。

新型囲い罠の導入・普及による鳥獣捕獲頭数の向上(愛知県)

- イノシシ・シカ対策として、民間企業との共同研究で開発した新型囲い罠について、大学、行政及び市町村の鳥獣害対策実施隊とも連携し、実証展示罠の設置、検討会の開催等に取り組む。
- 新型囲い罠「おりべえ」によるイノシシ・シカの捕獲頭数計100頭を目指す。(H28目標)

梨ジョイント栽培技術の確立・普及 (三重県)

- 課題となっている老朽園の改植手段として、神奈川県で開発された早期成園化が可能な「樹体ジョイント仕立て栽培技術」の導入を図る。
- 県内での普及に向けて、研究会の発足を機に実証展示を行い、農業革新支援専門員が中心に技術指導を展開。29戸への普及を目標とする(H28目標)。

環境制御技術の導入による促成トマトの収量向上(熊本県)

- トマトの增收のためのCO₂施用技術等を明らかにするため、実証展示場を設置し、CO₂施用による增收程度の関係等を調査する。また、環境制御技術のマニュアルを策定し、技術の普及・定着を図る。
- 技術導入農家の促成トマト単位面積当たり収量の2割向上を目標とする。(H27目標)

(参考) 研修の強化（25年度から強化した内容）

階層別研修 (実務能力)

新規採用
普及職員研修
(資格取得前)

新任普及
指導員研修
(資格取得後)

普及指導員
実務能力
習得研修

新任農業
革新支援
専門員研修

農業革新
支援専門員
実務能力
習得研修

普及指導
センター
所長研修

実践指導力
の確立期

専門指導力
の確立期

総合指導力の確立期

企画・運営力
の確立期

行政ニーズ対応研修

県の研修や普及指導センターでのOJTに関する指導等を担う普及指導員等を対象とした、農政上の重要課題や全国的に解決すべき緊急課題に対応した研修

- ・水田営農支援研修
- ・GAP支援研修
- ・農作業安全研修ほか

H26新規開講

新品種・新技術 コーディネーター研修

新品種・新技術を活用したブランド産地の形成に向け、実需者・生産者・研究機関等との連携を構築し、品種・技術の決定を主導するコーディネーターに必要な新品種・新技術の習得を図る技術研修

- | | |
|-----|-------|
| ・米 | ・花き |
| ・麦類 | ・茶 |
| ・豆類 | ・いも類 |
| ・野菜 | ・飼料作物 |
| ・果樹 | ・有機農業 |

農業革新支援専門員専門分野別研修（ワークショップ）

国の施策担当課及び各都道府県の農業革新支援専門員が専門分野毎に集まり、施策ニーズに対応した効果的な普及指導方法や普及指導員の育成方法等について、研究・討議を行い、共同で結果をとりまとめる研修（ワークショップ）

H25新規開講

- 土地利用型作物（米）、畜産
- 鳥獣害
- 普及指導活動

様々な普及指導活動例

(例1) 食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産

「実需者と連携したラーメン用小麦の生産拡大と品質向上」(福岡県)

- 福岡県では、**製粉企業が品種開発段階から参加し、需要サイドのニーズを反映したラーメン用小麦(商標名「ラー麦」)をH22に開発。**



製粉企業を交えた生育状況検討会

(例2) 農業・農村の6次産業化等による収益力向上

「飼料用米を使った「白い卵黄たまご」の生産・利用による六次産業化」(栃木県)

- 鹿沼市では、**畜農集団の一部で転作面積拡大が困難となり、普及指導センターで飼料用米の低コスト・省力技術と地域内流通体制の確立を重点課題として設定し、平成20年から支援を開始。**
- 飼料用米生産の省力化のため、**鉄コーティング湛水直播栽培技術を地域で実証し、耕作業労働時間が慣行栽培から4割削減できることが判明。同技術は3年間で5倍に拡大。**
- 飼料用米を飼料とした卵の高付加価値化を進めるため、普及指導センターの呼びかけで「白い卵黄たまご生産流通定着プロジェクト」を実施して菓子3品が商品化。地域農産物活用の好例としてマスコミでも取り上げられている。



白い卵黄たまご

(例3) 人と農地の問題の解決

「法人設立及び「人・農地プラン」策定の一体的支援」(山口県)

- 山陽小野田市平沼田集落では、**高齢化と後継者不足の進展、共同利用機械の更新が課題。**
- 課題解決には**集落ぐるみの法人化が必要**と関係機関の意見が一致し、平成23年度当初から**法人設立に向けた話し合いを開始。**
- 平成24年4月、**法人設立と「人・農地プラン」策定を同時に達成し、支援策も活用しながら担い手の世代交代を見込めるよう環境を整備。**



人・農地プランおひろめ式

(例4) 食品の安全性向上

「キャベツ部会42名で目指したGAPの団体認証」(島根県)

- 揖斐干拓地は、県内最大のキャベツ産地であるが、輸入農産物等の残留農薬に関する問題等から、**農産物の安全性の確保に関する取り組みが課題。**
- 普及指導センターでは、平成19年度から**基礎GAPを推進する**とともに、21年度から島根県版GAPである**美味しまね認証の導入を支援。**
- 結果、平成23年度に認証を取得し、安全性の向上による产地強化を実施。契約取引は39tから85tに増加。



現地研修会

(例5) 持続可能な農業生産及び地球環境対策

「促成ナスの土着天敵を用いたIPM技術の改良と普及」(高知県)

- 安芸地域はナスの主要産地であり、IPM技術に取り組んでいたが、平成17年頃から新たな害虫の発生が問題となり、**IPM技術の維持が困難に。**
- 普及指導センターでは、土着天敵の有効性を確認し、**夏秋産地との産地間受給の整備や土着天敵を温存するハウスによる土着天敵の確保等を支援。**
- 結果、土着天敵の確保とその防除体系の確立により、**土着天敵の導入面積が急速に増加し、有利販売による農家所得の向上に貢献。**



天敵の野外採取

(例6) 農村の振興

「和牛放牧等による耕作放棄地の解消」(山口県)

- 山口市祢宜集落は、**耕作放棄地の解消が課題。**
- その中、**普及指導センターと市や家畜保健衛生所が連携し、集落の耕作放棄地の解消に向けて検討。機械が入れない小区画ほ場では和牛放牧をした後、小麦を導入するよう地域の合意形成を支援。**
- その後、和牛放牧は家畜保健衛生所が主に担当し、**放牧面積は4年間で6.5倍に増加(H23:14.5ha)。**



放牧風景

(例7) 東日本大震災からの復旧・復興

「水利確保不能水田地域への大豆集団転作の推進」(福島県)

- 東日本大震災により、中通り南部を**受益地区(3,228ha)**とする主力バイパスが破損し、**水田への用水供給が不可能となる緊急事態が発生。**
- 普及指導センターでは、ただちに**農業収入の減少を補完するための提案(農作物の選定、収支等)を行い、関係機関及び地域の合意形成の下に新規の転作大豆圃地を推進。**
- 機械調達、技術支援等の結果、**新規大豆113ha等約500haの転作圃地が形成され、大豆単収も250kg/10aとなるなど農家所得を確保。**



団地化されたほ場

ブランド農畜産物の確立への普及活動の関わりについて

ぶどう「ピオーネ」(岡山県)

■大粒、種なし、甘いぶどうとしてブランドを確立。栽培面積、生産量、品質とも全国一。



■県農業試験場が、昭和57年にピオーネの「大粒・種なし化」の安定生産技術を確立。

昭和58年から順次マニュアルを作成し本格的な生産振興に取り組み、平成14年～18年には、「ピオーネ王国おかやま」の創造を目指し、各地域に県(振興局、普及センター)、市町村、JAで「ピオーネ王国推進隊」を結成。研修会の開催等、地域の特色を活かした活動を開いた結果、栽培面積、生産量、品質とも全国一のブランドとなった。

■このうち、普及指導センターでは、

◎品種導入期(昭和58年～62年)に、栽培のポイントとなる無核化処理や房作りを中心に、講習会や展示会を活用した技術指導を徹底し、急速な品種転換に貢献。

◎面積拡大期(平成14年～18年)には、適地の選定や栽培マニュアルの作成、研修会の開催等での技術指導により、県内全域への急速な栽培面積の拡大と安定生産を推進。

◎栽培面積拡大後も、ピオーネスクール等の開催による新規栽培者の確保や栽培技術の指導を徹底し、安定的に高収量・高品質を確保。

完熟マンゴー「太陽のタマゴ」(宮崎県)

■一度食べたら忘れられないトロピカルで濃厚な甘み。樹上での完熟や糖度等、一定基準を満たす果実を「太陽のタマゴ」として認証。



■施設野菜やハウスミカンの産地である県央地区において、収益力のより高い農業経営を目指すため、昭和61年頃から市町村、JA、県(行政・普及・試験場)で連携し、新規導入品目として推進。



■ブランド化に向け、みやざきブランド推進本部(県、経済連等)による、商品ブランド認証基準の作成、市場、果物専門店等への周知等により、ブランドを確立。

■このうち、普及指導センターでは、

◎昭和61年の品目導入直後の試行錯誤の時期に、地域に適した栽培技術マニュアルの作成や講習会の開催等により、基本技術を確立・普及。

◎面積拡大期(平成13年頃～)に生産者間の技術のばらつき等が課題となった際には、定期的な講習会や徹底した個別指導の実施、新規取り組み者の栽培開始前からの支援等により、産地の安定拡大を支援。

◎ブランド品として重要な、高品質、安定出荷を支える栽培技術や出荷予測の支援も継続して実施し、ブランド力の向上を支援。

◎最近の重油価格高騰への対応として、ヒートポンプ導入と適正使用の指導により、生産者の安定経営を支援。

◎品質低下を招く病害虫の発生抑制対策として、市町村、JAと連携し、化学農薬のみに頼らない総合的作物管理(ICM)の考え方の普及と技術の定着を支援。

1 都道府県の状況

普及指導員の人数や事業費の都道府県間差

普及指導員の人数

【減少の少ない都道府県】

	H19	H24	増減(%)
A県	161	168	4.3
B県	188	193	2.7
C県	128	131	2.3
D県	113	115	1.8
E県	221	217	▲1.8

【減少の大きい都道府県】

	H19	H24	増減(%)
A県	96	57	▲40.6
B県	57	42	▲26.3
C県	184	140	▲23.9
D県	128	98	▲23.4
E県	66	51	▲22.7

【全国計】

	H19	H24	増減(%)
全国	8,362	7,457	▲10.8

事業費(都道府県費)

【減少の少ない都道府県】

	H19	H24	増減(%)
A県	719	737	2.5
B県	991	1,001	1.0
C県	973	970	▲0.3
D県	747	724	▲3.0
E県	1,406	1,349	▲4.1

【減少の大きい都道府県】

	H19	H24	増減(%)
A県	593	332	▲44.1
B県	2,181	1,222	▲44.0
C県	746	448	▲39.9
D県	506	319	▲36.9
E県	2,033	1,342	▲34.0

【全国計】

	H19	H24	増減(%)
全国	62,488	51,046	▲18.3

* 国は総事業費の5%程度を協同農業普及事業交付金として交付

都道府県間の普及指導体制が多様化

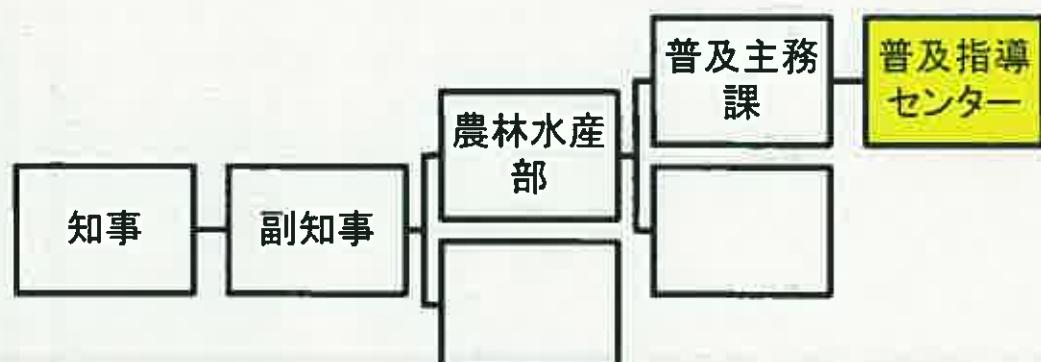
普及指導センターの設置形態

単独庁舎であり、組織的にも独立した普及指導センター数	27	7.4%
単独庁舎だが、組織的に県民局・地方事務所等内に属している普及指導センター数	68	
県民局・地方事務所等内の部・課である普及指導センター数	63	17.2%
県民局・地方事務所等内の班・係である普及指導センター数	5	1.4%
県民局・地方事務所等と同一庁舎にあるが、組織的に独立している普及指導センター数	25	6.8%
県民局・地方事務所等と同一庁舎にあり、組織的にも県民局・地方事務所等に属している普及指導センター数	246	
県民局・地方事務所等の部・課である普及指導センター数	230	62.8%
県民局・地方事務所等の班・係である普及指導センター数	16	4.4%
普及指導センター数(本所のみ)合計	366	100%

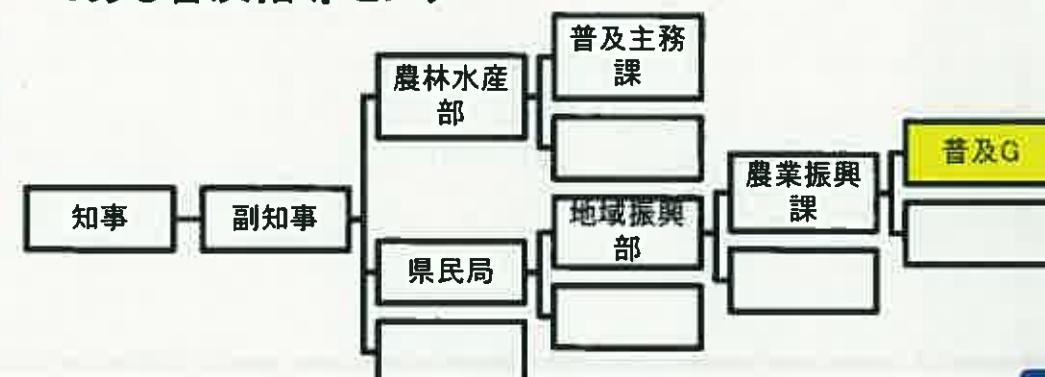
* 平成26年度協同農業普及事業の実施状況等に関するモニタリング調査。数字は平成26年4月1日現在。

普及指導センターの組織体制

単独庁舎であり、組織的にも独立した普及指導センター



県民局等と同一庁舎にあり、組織的にも県民局等の班である普及指導センター

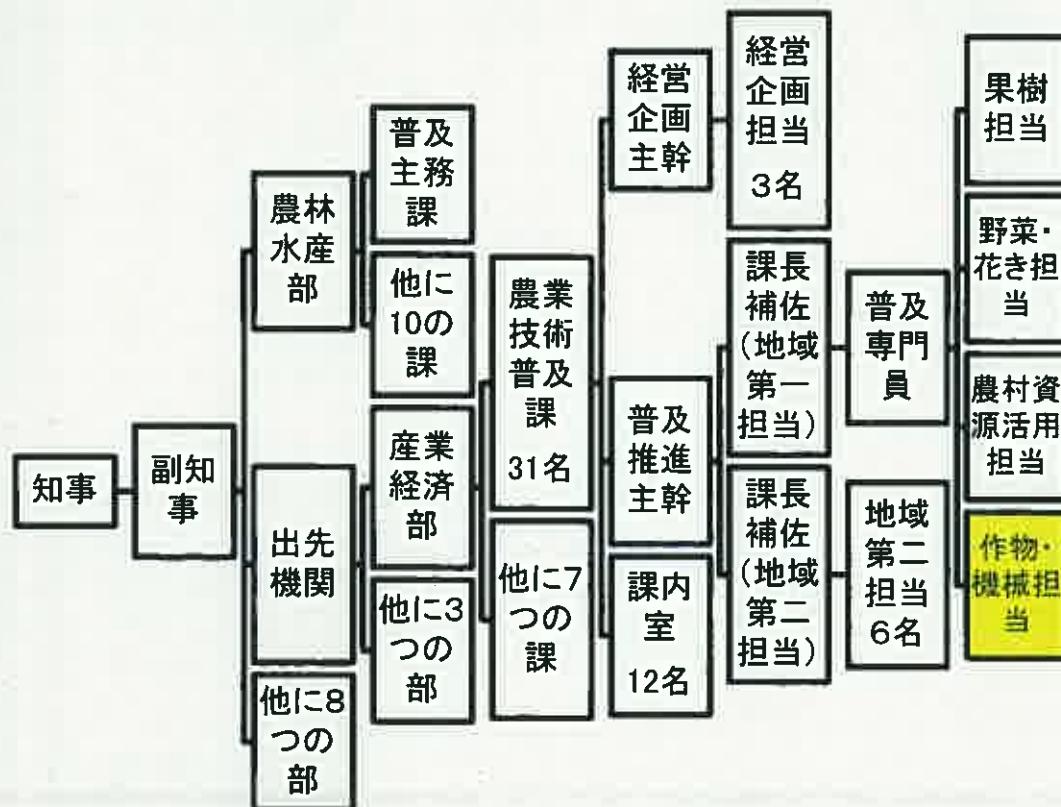


普及指導員1人当たりの業務量が拡大

普及指導員1人当たり活動指標の推移

	単位	平成12年	平成17年	平成22年
基幹的農業従事者数(販売農家)	(人)	234	252	285
経営耕地面積(販売農家)	(ha)	364	388	443

某県の普及指導員の場合



【作物・機械担当の所掌事務】

- ・稲作・畑作(大豆・麦・そば等)に係る先進技術の普及及び経営指導、生産振興及び生産組織・研究会の育成に関すること
 - ・稲作・畑作(大豆・麦・そば等)に係る安全な農産物の生産及び環境保全型農業の推進に関すること
 - ・稲作・畑作(大豆・麦・そば等)に係る気象対応技術対策事業及び地力保全に関すること
 - ・管内の米日本一推進運動に関すること
 - ・水稻奨励品種決定調査ほに関すること
 - ・管内の農業機械、農作業事故防止及び農業機械士会に関すること
- ※地域第一担当管内の4市町の基幹的農業従事者数は3,397名(2010年世界農林業センサス)。